

令和4年度 重点プロジェクト:グローバル化人材育成プロジェクト(国際学会発表支援)募集要項

1 趣旨

本学の修士課程・博士課程の在学生の国際学会における研究発表を経済的に支援することにより、大学院生の教育研究活動をさらに活発にすることを目的とする。

国際的に活躍が期待される若手研究者育成の一環として、本学の修士課程・博士課程に在学する学生が、国内外で開催される国際学会、国際シンポジウム等で研究発表をする機会を経済的に支援することで、大学院生の教育・学術・研究活動を活発化することを目的とする。

2 対象者応募資格

応募資格は次の(1)及び(2)に掲げる要件をすべて満たす者

(1) 令和4年4月現在、本学大学院の正規課程に在学する学生

※申請時又は学会開催時に休学中の者は除く。

(2) 国内外で開催される国際学会、国際シンポジウム等に、対面あるいはオンラインで参加し、参加する学会で、口頭発表やポスターセッションなど研究発表を必ず行う者

3 対象となる国際学会等

実施期間:国際学会等の開催日が、2022(令和4)年4月1日から2023(令和5)年2月末までの期間

※海外で対面形式の国際学会等へ参加する場合は、渡航国が、本学の「海外留学危機管理マニュアル」に定める「海外への派遣の実施・中止等に関する判断基準」(外務省の海外安全ホームページの危険情報及び感染症危険情報がレベル 2 以上の国の派遣は延期あるいは中止)を渡航時に満たしているか確認する。申請時・学会開催時期に、学会等開催地への渡航が認められていることを条件として支援を行う。

4 募集人数

若干名(※申請可能件数は、一人につき1件とする。)

5 派遣期間

日本国外における発表の場合、派遣期間は2週間以内とする。

6 支援内容

1) 日本国外での発表の場合

派遣者の国内旅費、渡航費、滞在費等必要経費の一部(60%)を支給する。

2) オンラインによる発表の場合

オンライン国際学会での発表に係る参加費の一部を支援する。

7 申請手続(指導教員の推薦を得ること)

申請者は、①「令和4年度重点プロジェクト:グローバル化人材育成プロジェクト(国際学会発表支援)要求書」に指導教員からの推薦(署名)を得たうえで、以下の応募書類を申請期限までに国際・学術情報課 国際交流係へ提出すること。

(1) 提出書類

(共通) ① 重点プロジェクト:グローバル化人材育成プロジェクト(国際学会発表支援)要求書

(共通) ② 大会の概要・主催団体等が分かる資料(Webサイトのプリントアウトなど)

(共通) ③ すでに申込み済みの場合、発表要旨(アブストラクト)※

(共通) ④ すでに発表が認められている場合、研究発表許諾を証明する書類※

・学会等での発表が確認できる招へい状、プログラム、アブストラクト採択通知等

(海外発表) ⑤ 航空運賃見積書(実際に搭乗予定の経済的な経路によるもの)

(共通) ⑥ 振込依頼書(すでに大学に振込口座を登録済みの場合は提出不要)

※申請時点で提出できない書類は、採択後、対象の学会等が開催されるまでの間に必ず提出すること。

(2)申請期限

第1回:2022年 9月 9日(金)

第2回:2022年12月23日(金)※予算執行状況によっては、募集しないこともある。

(3)申 請 先

国際・学術情報課 国際交流係(内線 4922)

Mail: kyoumu2@nifs-k.ac.jp

8 選考及び結果の通知

原則として、本実施要項の条件を満たす申請者の中から選考し、支援者を決定する。

結果の通知は、1回目は10月下旬まで、2回目は1月末日までに行う。

9 報告書等の提出

本経費による支援に採択された者は、学会大会における発表後1か月以内に以下の書類を提出すること。

(1)重点プロジェクト:グローバル化人材育成プロジェクト(国際学会発表支援)研究成果報告書

(2)オンラインによる発表者:オンライン会議の参加を証明する書類(学会事務局発行の参加証明書等)

(3)日本国外での発表者:航空券の半券、領収書、パスポートの写し(顔写真掲載ページ及び出入国スタンプの押印されたページ)

(4)日本国内での発表者:航空券の半券(新幹線利用の場合は領収書等を提出する必要はない。)

※パック旅行(旅行代理店が乗物や宿泊をセットで手配した旅行)を利用する場合は、旅程表を提出する必要がある。

10 学術研究紀要への投稿

・本経費による支援を受けた者は、原則として1年以内に研究成果を「学術研究紀要」に「研究集録」として公表すること。

11 その他

・書類に不備がある場合は受理しない。

・日本国外での発表の場合は、必ず「たびレジ」への登録、海外旅行保険への加入を行うこと。

・本学の指示に従わない場合や支払が不相当と認められる場合は助成金の返納を命じることがある。

・申請に当たっては、決定後に計画の変更がないよう慎重に計画を立てること。

・渡航及び大会参加に必要な手続きは、申請者等が行うこと。

・支援金の支払いは、報告書等の提出後2～3カ月後を予定とする。